

秘 密 通 信

特定秘密保護法を廃止しよう！

2014/12/26 第13号

秘密法施行と 私たちの民主主義

共同代表・名古屋大学教授

本 秀紀

自分たちが作る
民主主義。
いいね。



拒否することもできる。これでは、政府が思いのままに情報を隠すことが可能で、秘密法＝情報隠蔽の本質は何ら変わっていない。

こうした争点隠しに対抗し、施行前には全国各地で秘密法反対の運動が展開されたが、選挙結果は政権与党が勢力をほぼ維持した。しかし、比例区での自民党の得票率は約33%、投票率が戦後最低の52・66%なので、有権者の17%台の得票で、61%超の議席を獲得したことになる。これぞまさしく小選挙区制効果であり、これで国民の信を得たとはいえない。与党の「圧勝」は、ウソとカラクリに支えられた砂上の楼閣であって、国民の間に真実が行き渡れば崩れ去る脆く危ういものといえる。

12月10日、「秘密保護法」が施行された。政府が国民に知らせたくない情報を「特定秘密」に指定して、やりようによつては未来永劫「なかつたこと」にできるこの法律は、主権者国民があらゆる情報をもとに民意を創り上げていく民主主義と、本質的に相容れない。このことは、法律制定時から施行に至るまで、多くの国民の反対に耳を傾けようとしてこなかった政府の姿勢と、軌を一にしている。

たとえば、8月に「運用基準」等

に関するパブリック・コメントが募集され、技術的で難解な設題であつたにもかかわらず、異例ともいえる二万四千件近い意見が寄せられた。その多くは、秘密法そのものももっている問題点を指摘したものや推測されるが、それを受けた運用基準の修正は、技術的な手直しにとどまった（本紙12号の演説原稿参照）。

内容的に見ても、「特定秘密」のチェック機関として、「独立公文書管理監」が設けられたものの、秘密指定の濫用を本当にチェックができるのか、すこぶる怪しい。同管理監は、秘密指定した機関に対し、特定秘密を含む情報の資料提出を求めたり、秘密の指定・解除については是正を要求したりする権限をもつが、指定機関は

争点隠しどころか、情報操作以外の何物でもない。「秘密」にアクセスしようとする者に（ジャーナリストであれ一般市民であれ）厳罰を科すことはもちろん、国の情報が必要にされる法律だということに「国民はまったく関係ない」とは、驚くべき「民主主義」観である。まさに「由らしむべし知らしむべからず」というほかはな

そうであれば私たちは、秘密法施行にひるむことなく、能う限りの情報入手し、意見交換を重ねて、自らの意思を広く表明することを通じて、本当の民主主義を創っていかねばならない。そのことこそが、秘密法の機能を抑止し、遂には廃止させる展望を切り拓くであろう。

秘密保全法に反対する愛知の会

【TEL】052-953-8052

【FAX】052-953-8050

【Eメール】no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】http://nohimityu.exblog.jp

【ツイッター】https://twitter.com/himitsu_control

講演会「世界はどう見ているか―国際人権基準と秘密保護法」

愛知の会・国際情報部会 津田秀一

11月19日、ウイルあいちにおいて、海渡雄一弁護士による講演会を行い、140名が参加した。以下は講演内容の要約。

秘密法には、自由権規約19条及び一般的意見34、さらにツワネ原則に照らして問題があり、以下を含む全面的な見直しが必要である。

- ① 秘密指定の立証責任は国にあることを法律に明記すべきである。
- ② 何を秘密としてはならないかを法律で明確にすべきである。
- ③ 秘密指定につき60年より短い期限を法律で定めるべきである。
- ④ 市民が秘密解除を請求する手続を法律に明定すべきである。
- ⑤ 刑事裁判において、公開法廷で秘密の内容を議論できることを法律で保障しなければならない。
- ⑥ すべての情報にアクセスし、秘密指定を解除できる、政府から独立した監視機関を法律に基づいて

設置すべきである。

⑦ 内部告発者が刑事処罰から解放されることを法律上明確に保障しなければならない。

⑧ ジャーナリストと市民活動家を処罰してはならず、情報源の開示を求めているのではないことを法律に明確に定めるべきである。

※国際自由権規約は日本も加盟する国際条約。条約は国内法よりも上位にあり、国内法は条約に従って整備されなくてはならない。規約19条は表現の自由に関する規定。※一般的意見とは、自由権規約委員会による規約の解釈基準。

※ツワネ原則の正式名称は「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」。自由権規約19条、ヨーロッパ人権条約10条をふまえ、国家安全保障分野での立法に際し、国家安全保障のための合理的措置と市民の政府の情報へのアクセスの保障とを両立するための指針として作られた。

自由権規約加盟国は委員会による審査を定期的に受けることが義務づけられており、2014年7月には第6回日本審査が行われた。自由権委員会には日本に対し、「秘密指定には厳格な定義が必要であること、制約が必要最小限のものではないかならならないこと、ジャーナリストや人権活動家の公益のための活動が処罰からの除外されるべきこと」と勧告した。

「報復」名目で戦争が始められた。

安全保障に奉仕する公安警察

公安機関の保有する情報も特定秘密として指定されることになった。戦前も、反体制勢力の取り締まりを目的とする治安維持法と軍事秘密の保護を目的とする軍機保護法が、同じ特高警察によって運用されていた。

戦争政策の最大の障害は市民の反戦の声である。これにスパイとかテロなどのレッテルを貼り、普通の市民とは違う存在だと思わせるのに、この法律と公安警察の活動は極めて有効なのだ。改憲反対運動を含む反戦運動全体を強い監視対象にしようとしている。

萎縮しないで活動継続を

これまで通りに市民運動を続けていて安全だろうか。

特定秘密に触れる可能性のある活動には危険性が生じた。しかし、萎縮して活動を断念することは、政府側の思うつぼだ。秘密保護法対策



戦争は政府のウソから始まる

1931年の、満鉄の線路を中国軍が爆破したとされた柳条湖事件は、関東軍が仕組んだ謀略であった。米軍がベトナム介入の口実とした1964年の北ベトナム海軍による魚雷攻撃事件は、米側が仕組んだ捏造であった。

真実は国民には秘密にされ、

弁護団は、安全に活動できる範囲を確定し広げる努力をしていきたい。

首相は、この法は普通の市民生活には無関係だと述べた。しかし、首相の言う「普通の市民生活」とは、主権者としての知る権利を放棄するところに成立する。それは民主主義の自殺であり、奴隷として生きるということである。我々は、民主主義社会の主権者として、知らなければならぬことを知るため、活動を継続しなければならない。

長期的な制度改革の実現のための課題

法律施行後はどのような活動が求められるのか。

国際的な基準に則して情報法制を進展させ、秘密保護法の施行状況を効果的に監視していくため、「開かれた政府パートナーシップ」(OGP)に参加することを提案したい。

また、自由権規約委員会の勧告を梃子に、国連内の人権活動の中核組織である国連人権理事会でも取り

上げられるように活動することが可能である。

国連人権理事会は、理事国だけでなく、国連の全加盟国が他の人権状況について具体的な改善を求める場である。多くの国に働きかけ、秘密保護法を国際人権保障の水準に合致するように、改訂を求める勧告を求めていくことが可能である。



→1941年5月 全国防諜週間
この半年後に太平洋戦争が始まった。
毎日新聞より。

秘密保護法なんてゆるさない！
寒風ついて 1000人

会員 加藤 剛

強行採決から一年

12・6 大集会・デモ

秘密保全法に反対する愛知の会は、安倍政権与党による特定秘密保護法採決強行から一年になる怒りの日、12月6日(土)午後2時から名古屋市中区栄のエンゼル広場で「秘密保護法なんてゆるさない! 12・6大集会」を開いた。

師走の忙しい時期、しかも寒風に冷雨という悪条件ではあったが、エンゼル広場には厚手の防寒着を着込んだ市民らがのぼり旗やプラカードを持って続々と集まってきた。赤服サンタ姿の女性やジューゴン帽の男性など思い思いの趣向組を合わせて約1000人の大集会となった。

集団的自衛権・・・

ダメよ、ダメ、ダメ

「そんな街を」「ピリッ」「ヒミツ、ヒミツ」など歌声音楽隊の演奏のあと、愛知の会・濱寫事務局長の司会で集会は始まった。

まず愛知の会・共同代表の本秀紀・名大教授が今年の流行語を紹介しながら「集団的自衛権・ダメヨ・ダメダメ」「秘密保護法もダメ」と、身振り手振りよろしく挨拶、寒さを吹き飛ばす熱気で会場を沸かせた。

飛び入りも出た

一分間リレートーク

つづいてこのところすっかりおなじみになった一分間リレートークに移り、福島原発事故の被災地から名古屋へ避難して来た渡辺さんが「被災地の実情や、復興のことで何か隠されているのではないか。避難民は秘密が嫌い

です」と訴えた。

つづいてジャーナリスト会議の私と、サンタ衣装の野々垣さん、脱原発の安楽さん、ひしの九条の会の高橋さん、弁護士の高谷川さんらがそれぞれの立場から秘密法の不当性を訴え、廃止を求めた。

また沖繩出身の具志堅さんは県民の意思を踏みにじる辺野古の埋め立て工事に抗議し、飛び入り参加の安間さんは「ろくでなし子さんから二人の逮捕は芸術・表現への抑圧だ」と訴えた。

闘いを継続させよう

中谷共同代表が呼びかけ

最後に愛知の会の中谷雄二共同代表が、「秘密保護法反対の闘いは全国に大きく広がっている。私たちはこの法律が施行されても戦いを続ける。憲法違反の悪法の廃止を求めるとともに、法律の発動、濫用に対しては、刑事事件では無罪を主張し、民事事件でも国家賠償を要求して徹底的に争う。悪法を許さず、闘いを続けよう」と呼びかけた。

決議の形はとらなかつたが、参加者たちの力強い拍手の中で集会は終わり、デモ行進に移った。

秘密はイヤダ 安倍やめろ

師走の街に 響くコール

中谷共同代表やサンタ姿の女性らを先頭にデモ行進が始まった。「諦めると思ったら大間違い、秘密法なんてゆるさない」と大書された横断幕がひときわ目立つ。

デモは信号待ちなどの関係で幾つかの隊列が少し間隔を空けながらエンゼルパークから久屋大通りを北上、栄交差点から大津通りを南下、三越百貨店、松坂屋本店、パルク前を通り、裏側の大通りへ回り込んでエンゼル広場へ戻るコース。お天気には恵まれなかったが、師走の土曜日、名古屋・栄の目抜き通りは買い物客などでにぎわっており、デモは多くの市民の目にとまった。

「戦争反対」や「秘密法廃止」に交じって「安倍はやめろ、内閣倒せ」

の声があがると、若いカップルが笑顔で目配せしあう光景も見られた。総選挙のさなかのデモは珍しいので、アピールの効果はあったようだ。サンタ衣装グループや踊り隊は雨のため本領発揮とまではいかなかったものの、元氣よく沿道にアピールした。

12月6日は、全国で少なくとも14都府県で秘密保護法廃止を求める取り組みがありました。

↓朝日新聞にカラー写真入りで取り上げられました



**強行採決から1年
秘密保護法施行するな!
12・6大集会@日比谷野音**

12月6日、日比谷野外音楽堂で秘密法の廃止を求める大集会が、「秘密保護法」廃止へ！実行委員会と秘密法に反対する全国ネットワークの共催で開催されました。1600人が参加し、日弁連やSASPL（特定秘密保護法に反対する学生有志の会）などが発言。現在62団体まで増えた全国ネットワーク（宮城、ねりま、杉並、神奈川県、藤沢、愛知、ぎふ。雪で不参加の地域も）も壇上へ。「運動慣れ」しておらず、地域も雰囲気も活動内容もバラバラな人々があつながらる全国ネットワークの存在は、参加者の刺激になったのでは。



**秘密法反対全国ネット
第3回全国交流集会 in 東京
12/6〜12/7**

6日夜の懇親会



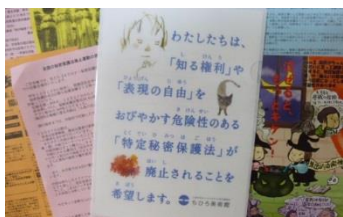
第1回、第2回の全国交流集会と同様、夜の懇親会から始まりました。

ミュージカルギルドq.の方々が手弁当でミュージカル「THE SECRET GARDEN」のプロモーション用(?)短縮版を演じて下さいました。秘密法をテーマにしたこのミュージカルは、東京で大きな反響を呼び、大成功を収めたそうです。ぜひ各地で公演したい、秘密法反対全国ネットに参加する団体で公演の機会を設けて欲しいという熱心な働きかけがありました。

懇親会での会話、そしてショートスピーチの中で、「秘密保全法に反対する愛知の会」が早い段階から担ってきた秘密法に関する質・量ともに豊富な情報発信に対して称賛と感謝の言葉をたくさん頂きました。身の引き締まる思いです。

7日全国交流集会

京都、富山、杉並など各地での街頭宣伝の工夫の紹介がとても参考になりました。特に宮城の絵入りで秘密法廃止を訴えているいわさきちひろ美術館作成のクリアファイルを使って何種類かのチラシを挟んで通行人に渡していくという例、ひみかな（ストップ秘密保護法かながわ）のシール投票やコスプレなどで通行人を巻き込む工夫の例などが印象的でした。



今後の全国ネットとしての運動として①MLの拡充、②全国ネットワークの存在感をさらにアピールする署名や統一チラシなどの検討、③国際世論への働きかけ（国際世論の国内へ情報発信）、④秘密法対策の救済基金、⑤適性評価等の相談機能などが提案されました。(④⑤は秘密法対策弁護団と連携していくという前提)

全国ネットに結集した62団体は、規模も成り立ちも、文化や作風も異なります。何時間か話し合っただけで、直ちに明晰で具体的な「共通の運動方針」が出て来るものではありません。しかしこの異質性は即ち多様性。多様な団体、運動の繋がりがこそが、戦争する国作りへの暴走を止めて反転攻勢に向かう新しい力を創り出す。そのことへの確信を、私たちはこの2年9ヶ月の運動の中で深めています。各地の運動を繋ぐ環として「秘密保全法に反対する愛知の会」が果たしていく役割の大きさを改めて認識しました。

知多 「秘密保護法施行するな! 12・6集会&デモ」半田にて開催

「秘密保護法の廃止を求める知多の会」は、12月6日(土)、午後4時30分から半田市雁宿ホール市民プラザで集会とデモを行いました。「12月10日に特定秘密保護法が施行される前に、抗議の集会とデモをやろう!」と11月26日の世話人会議で加入29団体へ呼びかけたものです。総選挙中でしたが、80人が集まりました。

4人のリレートークの後、「秘密保護法の施行を決して認めない。国民主権、基本的人権及び戦争補放棄を柱とする日本国憲法を踏みにじる。9条改憲・集団的自衛権と一体のもので、戦争のできる国家をつくるもの。この悪法の廃止をどこまでも求め続けていきます。」と集会アピールを採択。4時50分から、横断幕、プラカード、提灯などを掲げて、寒風のもと元気に訴えました。今回は『秘密保護法絶対反対』『秘



密は反対』『言論守ろう』とラップ調でのアピールに、年配の方も高揚し大声を張り上げ、途中で小学生が入ってくるなど、楽しいデモとなりました。

今後、この知多半島で「秘密保護法廃止」の声を上げ続けていきたいと思えます。
(秘密保護法の廃止を求める知多の会 熊谷弘)

岐阜 岐阜県弁護士会オ리지ナル演劇「凍える大地」を観て

11月15日、岐阜市民会館ホールで、岐阜県弁護士会により、秘密保護法の危険性を訴えるオリジナル脚本の演劇「凍える大地」が上演されました。脚本と役者はすべて弁護士という、異例の演劇。感想を寄せていただきました。

裁判を熟知している弁護士達が役者になったからだろう、演じる役も取り調べも法廷の様子もとてもリアルだった。

秘密保護法が私達のなにげない日常生活や人間関係を破壊する、怖さが伝わってきた。

今は記者と原発警備員という旧友同士が、居酒屋で、おごった近況を語りあったりするところや当たり前の日常風景。ところが原発警備員が死亡し、記者に殺人

の疑いが、さらにそれがやつこのとで晴れたと思ったら、「秘密」に触れ「秘密」を漏洩させたとして逮捕され裁判にかけられてしまう。

まともな裁判は不可能だ。国民も知るべきことを知ることができない。メディアは委縮し、権力の監視ができなくなる。

世間の秘密法への関心が薄れるのを恐れる。熱烈!再演を望む!
(秘密法廃止・ぎふ 木村厚子)



三重

三重県各地の報告

「秘密保護法に反対する市民ネットワーク・三重」から



当ネットは、昨年12月3日、それまで、個別に反対行動に取り組んでいた四日市、鈴鹿、伊勢の仲間が連携して発足したものです。今年に入つて3月、8月と集会を開催し、11月29日にも3回目の集会を開催しました。

今回の講師は、三重合同法律事務所
の石坂俊雄弁護士。特別報告として、『新・戦争のつくりかた』製作者の一人、伊藤美好きさん。施行が予定される直前の時期だったのに、参加者が一番少なかったのが残念なことでしたが、朝日新聞で大きく報道されたことで、少しは県民へのアピールをできたか、と思つています。

鈴鹿市では

12月6日、秘密保護法に反対する鈴鹿市民の会は、板谷信彦さんをお招きしてライブ&トークとパレード、白子駅前アクションを行い、約50名で「秘密はいやだ」をアピールしました。また、施行日の10日に抗議声明を新聞社に送つたところ、伊勢新聞と朝日新聞が記事にしました。来年も工夫をこらして楽しく活動が続けましょう。

伊勢市では

それぞれの思いを持った小さいグループが、目的に応じて他のグループと協同して平和を希求する大きな円となつて行動しています。

「いせ9条の会」は講演会や学習会、いせ9タイムズの発行・9の日に地域を決めてのポスティング。「とめよう戦争をする国づくりいせ」は、駅前での署名活動とうたごえ。「秘密保護法に反対する伊勢の会」は、もっぱら他のグループと協同して活動中です。

四日市市では



12月6日、秘密保護法を考える四日市の会が呼びかけ人となり、市内の他団体や有志、弁護士と共に22名で、近鉄四日市駅前で秘密保護法施行反対と廃止、戦争への国づくり反対を訴えました。一文字ずつのプラカード、チラシ、選挙の争点を問うシール投票(50名が参加)他。施行日の10日は、『戦争協力反対・憲法9条を守る北勢地区連絡会』が呼びかけて有志15名が元気にアピールしました。

— 知らされず気づくことなく権力は真実消し得る秘密保護法 —
(2014年1月6日朝日歌壇掲載)

3/28(土) 愛知の会 3周年総会

+平川宗信教授講演+松元ヒロさんスタンダップコメディ にご参加を！

2012年4月に結成した「愛知の会」は、2015年でなんと3周年を迎えます。秘密保護法案が国会に提出される前から続けてきたこれまでの活動を振り返り、秘密保護法を現実発動させない、そして廃止に追い込む活動をいっそう元気づけ展開していくべく、結成3周年総会を行います。

秘密保護法施行を受けて、一番気になるのは、秘密保護法違反で処罰されること。名古屋大学名誉教授で現在は中京大学で教鞭をとっておられる刑法学の大家、平川宗信教授の講演でそこらへんをしっかりと学びましょう。

ただ怖がってばかりじゃありません。スタンダップコメディアン松元ヒロさんのパフォーマンスで大いに笑いとばしましょう！

秘密保全法に反対する愛知の会 結成3周年総会+記念講演+スタンダップコメディ

と き 2015年3月28日(土)
13:30~17:00

ところ 伏見ライフプラザ 鯉城ホール
《記念イベント》

講演 平川宗信さん
(名古屋大学名誉教授、中京大学教授(刑法学))

ゲスト 松元ヒロさん
(スタンダップコメディアン)

参加費 800円(高校生以下無料)

編集後記

あの会社は戦争に 関係するの？

きな臭い世の中になってまいりました。武器等の「防衛装備」を輸出する企業に国が資金援助をしよう、とか。すでに6月には武器国際展示会に13の日本企業が出展。

三菱重工、川崎重工、日立製作所、東芝、富士通、NEC、池上通信機、Vステック、ロジック、藤倉航装、クインライト電子精工、フロントライオン・イクイップメント、ジャパンセル、クライシスインテリジェンス。

これらの企業は、顔認証装置やカメラ、レンズ、ライト、気象観測レーダー等を出展。現代の戦争では、軍艦や戦闘機やミサイルだけが「防衛」産業じゃないんですね。生活に身近なあの会社も、戦争に協力するのでしょうか。

会員募集中！

秘密保全法に反対する愛知の会は、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。秘密保護法成立後も、全国ネットワークを呼びかけ、各地の「反対する会」と連携しながら、秘密保護法廃止に向けて元気に活動中！

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています！会員には企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動(チラシや極秘通信・展示物の作成・配布、イベントの会場費など)は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎！入会希望・カンパ希望の方は、当会までお振り込みください。(年会費:個人1口1000円、団体1口3000円)

【振込先】郵便振替口座

00840-3-214850

「秘密保全法に反対する愛知の会」